

地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定に係る審査方針について

令和3年5月14日

関東運輸局交通政策部交通企画課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）別表7.ハ②（2）及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）2.（1）⑪に定める交通不便地域の指定について、関東運輸局における審査方針を以下の通り示すこととする。

1. 交通不便地域の指定対象について

指定対象とする交通不便地域は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受けて運行される系統（以下「フィーダー系統」という。）の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等（以下「停留所等」という。）が存しない地域とする。

詳細については、以下の通りとする。

（1）「フィーダー系統の利用を前提とする地域」の範囲

路線型運行の場合は、当該路線の利用を見込む地域を町・字単位で指定する。区域型運行の場合は、当該営業区域と同一の区域を指定する。

（2）「停留所等」に含むもの

定時定路線型の乗合バスの停留所（申請時点において新設又は移設が決定しているものを含む。以下、本項において同様とする。）のほか、利用者制限がなく一般利用が可能な無償の送迎バス等の乗降場所も含むものとする。また、隣接する市町村の運行するコミュニティバスや、隣接する市町村内に存する停留所等についても含むものとする。

（3）「停留所等」から除外できるもの

以下に該当する場合は、「停留所等」から除外できるものとする。ただし①については、事前に関東運輸局に相談するとともに、状況を申請書に明記すること。

①当該停留所等に係る系統等が、著しく運行本数が少ない等、当該地域の生活交通としてサービスレベルが低い

②申請時点において既に当該停留所等の廃止が決定している

③導入する予定のフィーダー系統（要綱別表7.ホ「②既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの」に該当する系統を含む。）及び既に補助対象となっているフィーダー系統の停留所

（4）停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの

以下に該当する場合は、停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるものとする。事前に関東運輸局に相談するとともに、状況を申請書に明記すること。

①地理的要因により当該停留所等に辿り着くのが極めて不便である

(例)・河川等により分断されており迂回を余儀なくされる地域

・当該停留所等に至る経路が急勾配となっている地域

2. 交通不便地域指定の申請者について

地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）とする。ただし、要綱附則（国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号）第2条に基づき、令和6年度までの事業期間を含む申請については、生活交通確保維持改善計画を策定する協議会によることができる。

3. 交通不便地域指定の指定期間について

9月30日を末日とする5事業年度とする。ただし、同一の協議会が、既に指定を受けている地域の変更をしようとする場合（既に指定を受けている地域に加えて新たに別の地域の指定を受けようとする場合を含む）は、当該変更の指定期間の終期は、既に指定を受けている地域の指定期間の終期と同一とする。

4. 交通不便地域の人口算出方法について

申請する事業年度の前年度の3月末現在の人口を住民基本台帳から算出することとする。

5. 手続きについて

（1）協議会における協議

交通不便地域の指定を受けようとする協議会は、申請に当たっては、当該協議会の協議を経ることとする。

また、交通不便地域の指定を受けた協議会にあつては、毎年度、地域公共交通計画の認定申請を行う際の協議とあわせて、交通不便地域についても変更の有無を確認することとする。

（2）申請手続

交通不便地域の指定を受けようとする協議会は、以下の項目を記載した交通不便地域指定申請書及びその他添付書類等を、計画の申請と同時に関東運輸局長あて提出することとする。指定を受けようとする地域が複数存在する場合（既に指定を受けている地域が複数存在する場合も含む。）は、協議会ごとに1つの申請書にまとめて申請すること。

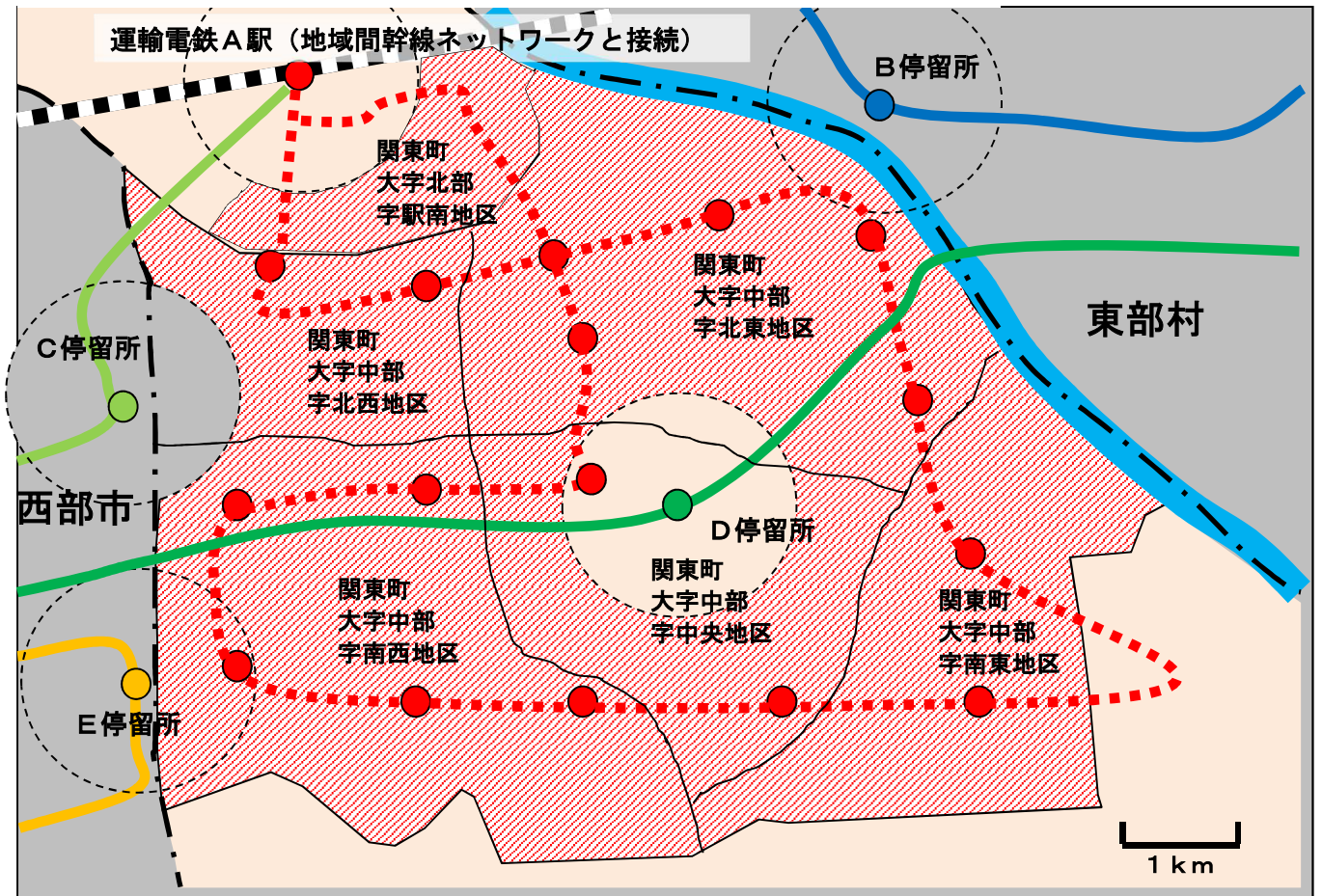
- ① 協議会の名称、住所、代表者氏名
- ② 指定を受けようとする地域名
- ③ 指定を受けようとする理由
- ④ 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
- ⑤ 指定を受けようとする交通不便地域の人口
- ⑥ 指定を受けようとする期間
- ⑦ 協議会における協議年月日
- ⑧ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあ


るもの) (別添作成例参照)


- ⑨ 指定を受けようとする地域の地区(町・字)の区分図
- ⑩ 1. 「(3)「停留所等」から除外できるもの」の①、「(4)停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ⑪ 交通不便地域の人口の挙証資料(地区別の人口がわかる資料)
- ⑫ その他参考資料

以上


別添 作成例 【指定を受けようとする地域を含む全体図】




凡例  指定を受けようとする地域（関東町大字北部字駅南地区・同町大字中部字北東地区・北西地区・中央地区・南東地区・南西地区）


 関東町コミュニティバス（導入予定のフィーダー系統）


【交通不便地域から除外する停留所等の系統】

 運輸交通バス東部線

 西部市無料巡回バス

【交通不便地域から除外しない停留所等の系統】

 東部村コミュニティバス

 西部市福祉バス

※1. 『(3)「停留所等」から除外できるもの』の①及び『(4) 停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの』に該当する場合についての説明

- 隣接する東部村コミュニティバスのB停留所は、東部村との境界に川があり橋もないため、関東町大字北部字北東地区の住民利用は想定されません。（1.（4）①に該当）
- 西部市福祉バスE停留所は西部市民65歳以上を対象としたバスであるため、関東町大字中部字南部地区の住民利用は想定されません。（1.（3）①に該当）